

裁 決 書

審査請求人

処分庁 市福祉事務所長

審査請求人が令和4年(2022年)2月25日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第62条第3項に基づく生活保護廃止決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成29年(2017年)9月22日、処分庁は、審査請求人の生活保護を開始した。
- 2 処分庁は、審査請求人に対し、指導指示違反を理由として、平成29年(2017年)8月1日付けで生活保護廃止決定処分を行っていたことから、平成29年(2017年)10月10日、能力活用等を求める法第27条第1項に基づく指導指示書を手交(1回目)した。
- 3 平成29年(2017年)12月14日、処分庁は、審査請求人から、仕事を辞めたとの報告を受けた。
- 4 平成29年(2017年)12月18日、処分庁は、審査請求人に対し、就労の努力を行うよう口頭で促した。
- 5 平成30年(2018年)6月5日、審査請求人が、[REDACTED]を起こし緊急入院した。

- 6 平成30年(2018年)10月9日、処分庁は、審査請求人が[]等により通院している医療機関から就労可能(軽労働可能)の旨が記載されている医療要否意見書を受理したことから、同年10月10日、審査請求人に対し就労指導を行ったところ、生活保護を受給していたほうが楽であり、働くと福祉事務所から収入分を差し引かれるので働かないといった旨の回答をした。
- 7 平成30年(2018年)10月29日、処分庁は、審査請求人に対し能力活用不十分として能力活用等を求める法第27条第1項に基づく指導指示書を手交(2回目)した。
- 8 平成31年(2019年)1月6日、審査請求人が[]をしたことから、同年1月7日、処分庁は、審査請求人に対し医師の指示を守り治療に専念するよう伝えた。
- 9 平成31年(2019年)1月30日、処分庁は、就労支援員から審査請求人がハローワークで求職活動を行っていたとの報告を受けた。
- 10 令和2年(2020年)12月1日、処分庁は、審査請求人から「体調不良から当分就労できないため自宅への求人票送付は当面やめてほしい」旨の要望を受け、審査請求人の稼働能力を把握するまで、求人票の送付を止めることとした。
- 11 令和3年(2021年)1月18日、処分庁は、審査請求人が[]等の治療のため通院している医療機関から、就労可能(中労働可能)の旨が記載されている医療要否意見書を受理した。
- 12 令和3年(2021年)2月19日、処分庁は、審査請求人から求職活動状況報告書(同年2月分)を受理した。
- 13 令和3年(2021年)3月8日、処分庁は、審査請求人が[]の治療のため通院している医療機関から、就労可能(中労働可能)の旨が記載されている医療要否意見書を受理した。
- 14 令和3年(2021年)3月16日、処分庁は、審査請求人から求職活動状況報告書(同年3月分)を受理した。
- 15 令和3年(2021年)4月6日、処分庁は、審査請求人が[]等の治療のため通院している医療機関から、就労可能(軽労働が半日程度可能)の旨が記載されている医療要否意見書を受理した。
- 16 令和3年(2021年)4月8日、処分庁は、審査請求人から求職活動状況報告書



(同年4月から6月分まで)を受理した。

17 令和3年(2021年)7月12日、処分庁は、審査請求人が[]等の治療のため通院している医療機関から、就労可能(中労働可能)の旨が記載されている医療要否意見書を受理した。

18 令和3年(2021年)7月21日、処分庁が審査請求人に就労活動状況を確認したところ、何もしていないとの回答があったことから、処分庁は、真摯に求職活動を行うよう法第27条第1項に基づき口頭指導を行った。

19 令和3年(2021年)7月26日、処分庁は審査請求人に対し、就労支援員による就労支援を行う旨の手紙を送付した。

20 令和3年(2021年)8月10日、処分庁は、審査請求人から求職活動状況報告書(同年7月分)を受理した。

21 令和3年(2021年)8月31日、処分庁は、就労支援員から、審査請求人に就労の意思を示さない状況が続くと保護の廃止になる可能性があることを伝えたが、[]の[]のための働けないとの発言があった旨の報告を受けるとともに、求職活動状況報告書(同年8月分)を受理した。

22 令和3年(2021年)9月24日、処分庁は、審査請求人から求職活動状況報告書(該当月未記入)を受理した。

23 令和3年(2021年)10月5日、処分庁は、審査請求人が[]、[]等の治療のため通院している医療機関から、就労可能(軽労働が半日程度可能)の旨が記載されている医療要否意見書を受理した。

24 令和3年(2021年)10月11日、処分庁は、審査請求人から、[]等で受診している医療機関への受診を継続するも症状が改善しないため、他の医療機関を紹介されたとの説明を受けた。

25 令和3年(2021年)10月14日、審査請求人は、紹介された医療機関の予約を、何の検査をされるかもわからないとして取り消した。

26 令和3年(2021年)10月28日、処分庁は、審査請求人から求職活動状況報告書(同年10月分)を受理した。

27 令和3年(2021年)12月16日、処分庁は、審査請求人に法第27条第1項に基づく指導指示書を手交(3回目)し、自立に向けて真摯に求職活動を行ったか否かは、求職活動回数ではなく、求職に向けて努力したかで判断する旨説明したが、審査請

求人は、やがて60歳となる者を誰が雇うのかといった旨の発言をした。また、処分庁は、審査請求人から求職活動状況報告書（該当月未記入）を受理した。その後、審査請求人から処分庁に対し、何年も仕事をしていないのに、今更仕事はできないといった旨の電話連絡があった。

28 令和4年（2022年）2月1日、処分庁はハローワークに電話し、審査請求人が、3回目の指導指示書手交後、ハローワークの窓口や電話による求職相談を行っていないことを確認した。

29 令和4年（2022年）2月2日、処分庁は審査請求人に対し、同月14日に[REDACTED]課内で聴聞会を開催する通知書を手交し、審査請求人から、求職活動状況報告書（同年1月分）を受理した。

30 令和4年（2022年）2月14日、審査請求人から処分庁に対し、聴聞会延期の申入れがあり、同月17日に延期することを審査請求人に伝えた。

31 令和4年（2022年）2月16日、審査請求人が処分庁を訪れ、「自分が条件を妥協してまで探す意味がない」、「働かないほうが保護費が満額であるため働くのがばからしい」等の主張を繰り返し、このことを聴聞会の主宰者等に伝えることで聴聞会が成立したとみなすよう要求したが、処分庁は、このことをもって聴聞会成立とは認められず、明日の聴聞会に出席しなければ保護は廃止になると説明した。

32 令和4年（2022年）2月17日、審査請求人が聴聞会開催の時間までに来庁しなかったことから、処分庁が、審査請求人来庁しなかった理由を確認したところ、「寝ていた」との回答があった。

33 令和4年（2022年）2月18日、処分庁は、審査請求人から求職活動状況報告書（該当月未記入）を受理した。

34 令和4年（2022年）2月24日、処分庁はケース診断会議を開催し、審査請求人については、指導指示違反として、法第62条第3項の規定により、同年3月1日付けで保護を廃止することを決定したうえで、審査請求人に対し本件処分に至った経緯について説明し、本件処分を行った。

35 令和4年（2022年）2月25日、審査請求人は、熊本県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。



審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

処分庁は、本件処分の理由を、求職活動の指示を履行せず、指示に従う義務に違反したためとしている。

しかしながら、本件処分は不当であり違法である。審査請求人は、本件処分により、生活権を侵害されている。

以上の点から、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

審査請求人に対し、保護開始時から再三にわたり自立に向けた稼働能力の活用を求めてきたが、一向に従おうとせず、罵声罵倒はもちろん、時に脅迫ともとれるような発言を繰り返し調査を拒否・侵害し、保護費が減るから働かないなど保護の要件を欠く発言を繰り返していることから本件処分を行った。

憲法第25条の生存権を侵害されたと主張しているが、生存権の保障は、憲法第27条第1項に基づく勤労義務を前提としており、稼働能力があり、その機会があるにもかかわらず、それを忌避する者については、法による最低生活保障が及ばないとしても、憲法上問題ないとされている。嘱託医及び福祉事務所長をはじめとする関係職員の意見聴取・協議を行い、本件処分を行ったものであり、本件処分には何ら違法又は不当な点はない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。

- (3) 法第60条は、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」と定めている。
- (4) 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第3項において「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定め、同条第4項において「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と定め、同条第5項において「第3項の規定による処分については、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。」と定めている。
- (5) 生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第19条は、「法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によつて行つた指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない。」と定めている。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第4は、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」と定めている。
- (7) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第4-1は、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」と定め、第4-2は、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と定め、第4-3は、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真

撃に求職活動を行ったかどうかを踏まえること。」と定め、第4-4は、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」と定めている。

- (8) 局長通知第11-2-(1)は、保護受給中の者について、随時、保護申請時における助言指導(局長通知第11-1)と同様の「助言、指導を行うほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行うこと。」とし、次のような場合として、「ア 傷病その他の理由により離職し、または就職していなかった者が傷病の回復等により就労(そのために必要な訓練等につくことを含む。)を可能とする至ったとき。」及び「ウ 現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき。」を定めている。

また、局長通知第11-2-(2)は、「(1)のアからオまでによる指導指示を行うにあたっては、本人又は親族、知己による求職活動をうながし、これに適切な助言、指導又はあっせんを行うこととするが、これによることが適当でない場合は、公共職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を行なうものとする。」と定め、第11-2-(4)は、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者(中略)に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第6.2条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。」と定めている。

- (9) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第11-問1-答において、「被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第6.2条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用する

かについては、次の基準によること。」とし、次の基準として「1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行なうこと。2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行なうこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。」と定め、次のいずれかに該当する場合として「(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。(3) 保護の停止を行なうことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」と定めている。

2 本件処分について

(1) 法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いについて

被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、課長通知第11-問1-答1から3までにその基準が示されており、答3において、保護の停止を経ることなく保護の廃止を行うには、「(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。(3) 保護の停止を行なうことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」のいずれかの要件に該当することを要としている。

生活保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、同法第245条の9第3項の規定により、各大臣は、市町村が第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができるとされている。これに基づき、厚生労働大臣は、課長通知を定め、市町村は処理基準である課長通知に従うことが通常予定されている。

(2) 本件処分の妥当性について

本件処分を行うに当たっては、令和3年(2021年)12月16日の指導指示書の交付の後、保護の停止を経ることなく保護の廃止が行われていることから、上記のとおり、課長通知第11-問1-答3(1)から(3)までの要件のいずれかに該当している必要があるところ、処分庁から提出された資料においては、当該要件のいずれに該当するのかが検討及び判断された明確な記載は見当たらなかった。

したがって、本件処分は、処分の判断過程において、課長通知の要件のいずれに該当するかについての具体的な検討が不十分なまま行われたものと認められ、その妥当性を欠くものといわざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求に理由があることから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年(2023年)3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

